

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsianhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

上海高級人民法院による間接侵害事件についての判決(出所:上海知的財産司法保護網)

先日、上海市高級人民法院第三裁判廷は原告・イン氏対被告・上海科炎光電技術有限公司等の発明専利侵害事件について、「被告・科炎光電社は原告・イン氏の発明専利権を侵害していない」として、原告のすべての訴訟請求を棄却する最終的な判決を下した。

この事件において、原告が保護を請求したのは、セクションごとに逐一発光する発光ケーブルであり、同技術案は特殊なドライバの駆動によって初めてセクションごとの逐一発光が実現できる。被告が製造、販売したのは発光ケーブルのみであり、ドライバを含んでいないため、原告の専利権を直接的に侵害してはいない。しかし、侵害を訴えられた発光ケーブルはドライバにより駆動される際、異なる駆動方法によって、原告が専利権の保護を請求したセクションごとの逐一の発光効果のみならず、常時発光、フラッシュ発光も実現できる。すなわち、侵害を訴えられた発光ケーブルは専利を実施するために用いられる。そうなると、間接侵害に該当するか否かについてさらに判断する必要がある。

中国の専利法及び関連司解釈では専利の間接侵害について明確に規定されていないものの、司法実務において、この問題に関する侵害事件は少なくない。「中華人民共和国侵害責任法」第六条によると、行為者が過失によって他人の民事権益を侵害した場合には、権利侵害責任を負う。第九条によると、他人の権利侵害行為を教唆、幫助した場合には、行為者と連帯責任を負う。これらの規定は専利権間接侵害に該当するかどうかを判断するための法律根拠となる。今回、二審審理において、人民法院は次の通り認定した。「被告は侵害を訴えられた発光ケーブルが原告の専利権実施に用いることを知っていながら故意に原告の専利を実施するよう他人を誘導、勧誘、教唆するようなことはしておらず、かつ他人が原告の専利を実施しようとすることを知っていながらそれを幫助するような行為もしていない。そのため、他人に対し原告の専利権の侵害を教唆または誘導するような行為はしていない。」

同事件の審理において、上海市高級人民法院の民事第三裁判廷は専利権の間接侵害の判定基準について専門的に研究・模索した。

まずは、侵害を訴えられた製品が専利実施専用であった場合には、同製品は専利実施にのみ用いられるため、他人の専利実施を教唆、誘導する故意があると直接推定することができ、専利権の間接侵害に該当すると判定することができる。次に、侵害を訴えられた製品が専利の実施のみならず、その他の用途にも用いられるならば、被告の行為に基づいて判断する必要がある。被告が他人の専利実施行為を積極的に誘導した場合、例えば、発明創造の図面を提供したり、専利の技術案を教授したり、製品の宣伝に専利実施可能であると強調したりした場合、被告の行為に他人の専利侵害を教唆、誘導する故意の存在が認められ、被告の製造・販売行為は専利の間接侵害に該当すると判断できる。

同事件の審理は、今後の事件の審理に指導的な意義を持つといえるだろう。

以上

2015年9月1日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com